

財務省告示第百六十五号

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年四月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

一 不当廉売関稅を課することを求めた者（申請者）の名称及び住所

名称	住所
東ソー日向株式会社	宮崎県日向市船場町一番地
東ソー株式会社	東京都港区芝三丁目八番二号

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

- (一) 品名 電解二酸化マンガ
二 銘柄、型式及び特徴 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第二八
二・一 号に分類される。主として、一次電池、酸化剤及びマッチの材料、塗料並びにガラス等の製造に利用される。

三 調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者 別表のとおり

(二) 供給国 南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン

四 調査を開始する年月日 平成十九年四月二十七日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成十八年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に関する事項については、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）

二 その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者二社は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者であり、二社の平成十七年度における国内総生産量に占めるシェアは七十・二%である。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格については、次の表の上欄に掲げる調査対象貨物の区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

調査対象貨物	正常価格
--------	------

<p>南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガン</p>	<p>当該輸入貨物の生産費に当該輸入貨物の原産国で生産された当該輸入貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）</p>
<p>オーストラリアを原産地とする電解二酸化マンガン</p>	<p>オーストラリアから本邦以外の国に輸出される当該輸入貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（オーストラリアの最大の輸出先であるアメリカ合衆国向けの輸出価格）</p>
<p>中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、マンガン電池用のもの</p>	<p>中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国であるインドにおける消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格</p>
<p>中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、アルカリ電池用のもの</p>	<p>中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である南アフリカ共和国における構成価格</p>
<p>中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、リチウム電池用のもの</p>	<p>中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である本邦における消費に向けられる当該輸入</p>

のもの	貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
スペインを原産地とする電解二酸化マンガン	構成価格
<p>ロ 本邦向け輸出価格は、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペインを原産地とする電解二酸化マンガンについては、本邦の輸入通関価格から海上運賃等を控除して算定し、オーストラリアを原産地とする電解二酸化マンガンについては、オーストラリアの輸出通関統計による輸出価格を用いた。</p>	
<p>ハ イ及びロにより、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン（以下「四か国」という。）からの輸入貨物に係る平成十七年七月から平成十八年六月までのダンプینگ・マージン率を算出すると、南アフリカ共和国については五十九・九一％、オーストラリアについては二十四・六〇％、中華人民共和国については二十％以上三十％以下の値、スペインについては四十六・九八％となる。</p>	
<p>(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実</p> <p>イ 四か国からの不当廉売された調査対象貨物の輸入量は、平成十五年度における三千四百七十七トンから平成十八年度における一万三千七百七十六トン（推定値）に増加しており、国内総需要に占める輸入品の割合は、一貫して大幅に増加している。</p>	

ロ 本邦産業は、不当廉売された調査対象貨物の輸入により価格に下方圧力がかった結果、原料価格の高騰を国内販売価格に転嫁できず、価格の上昇が抑制されている。また、市場占拠率、生産量、雇用ともに減少しており、利潤も上げられない状況である。

八 不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成十九年八月二十七日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日

(三) 対質の申出についての期限 平成十九年九月二十七日

(四) 情報の提供についての期限 平成十九年九月二十七日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透してい

る事実」には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。二において同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言又は対質の申出の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省
関税局関税課

(三) その他 日本語以外の言語による証拠の提出及び証言又は対質の申出を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。

別表 調査対象貨物の主な供給者

国名	供給者名
南アフリカ共和国	DELTA EMD (PTY) LTD.
オーストラリア	DELTA EMD AUSTRALIA (PTY) LTD. HITEC ENERGY LTD.
中華人民共和国	湘潭电化科技股份有限公司 湖南振兴化工股份有限公司 湖南阳光电化有限公司 遵义双源化工（集团）有限责任公司 贵州红星发展大龙锰业有限责任公司 贵州红星发展进出口有限责任公司 湘潭湘鹤电解材料有限公司 祁东县建辰五金矿产有限公司 衡阳建辰锰业有限公司 湖南省祁东县电解锰厂 湖南冷水滩冶金制品厂 广西桂柳化工有限责任公司 广西大新高能锰业有限公司 张家口市佳光电池有限公司 湘潭市洪源锰业有限公司 祁东县丰顺锰业有限公司 湖南省衡南县化工工贸公司 中信大锰矿业有限责任公司 梅州市蕉岭县强光锰业有限公司 广西靖西县一洲锰业有限公司 广西汇元锰业有限公司 广西南宁市飞拓矿产有限公司 吉林市南方精细化工有限公司 长沙苏迈化工贸易有限公司
スペイン	ENERGIA PORTATIL, S.A. CEGASA INTERNATIONAL, S.A.

(注) 申請者が提出した申請書に記載されているもの等を記載した。